

市第69号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区福祉保健活動拠点	鶴見区鶴見中央 四丁目32番1号	社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会 会長 佐藤 信男	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
横浜市神奈川区福祉保健活動拠点	神奈川区反町1 丁目8番地の4	社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会 会長 狩野 茂秋	同
横浜市南区福祉保健活動拠点	南区浦舟町3丁目46番地	社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会 会長 大津 幸雄	同
横浜市港南区福祉保健活動拠点	港南区港南四丁目2番8号	社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会 会長 長 信男	同
横浜市保土ケ谷区福祉保健活動拠点	保土ケ谷区川辺町5番地の11	社会福祉法人横浜市保土ケ谷区社会福祉協議会 会長 山崎 滋	同
横浜市旭区福祉保健活動拠点	旭区鶴ヶ峰一丁目6番地の35	社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会 会長 池田 宏史	同
横浜市磯子区福祉保健活動拠点	磯子区磯子三丁目1番41号	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会 会長 三浦 武	同
横浜市金沢区福祉保健活動拠点	金沢区泥亀一丁目21番5号	社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会 会長 増田 一行	同

横浜市港北区福祉保健活動拠点	港北区大豆戸町 13番地の1	社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会 会長 飯山 精三	同
横浜市緑区福祉保健活動拠点	緑区中山町413 番地の4	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会 会長 塚田 順一	同
横浜市都筑区福祉保健活動拠点	都筑区荏田東四 丁目10番3号	社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会 会長 長谷川 正義	同
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点	戸塚区戸塚町16 7番地の25	社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長 有賀 美代	同
横浜市栄区福祉保健活動拠点	栄区桂町279番 地の29	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 会長 日浦 美智江	同
横浜市泉区福祉保健活動拠点	泉区和泉中央南 五丁目4番13号	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 会長 大貫 芳夫	同
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点	瀬谷区二ツ橋町 469番地	社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 会長 相原 信行	同

提 案 理 由

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）